



厚生労働省 福島労働局
喜多方労働基準監督署発表
平成27年2月20日

担
当

喜多方労働基準監督署
監督・安衛課長 後藤 方史
監督・安衛課 山川 潤
電話 0241-22-4211

「足場の設置が困難な屋根上作業等における 墜落防止に関する説明会」を開催

喜多方労働基準監督署管内では、屋根の補修作業等における墜落災害が依然として発生しており、平成25年度以降では休業4日以上労働災害は4件(雪下ろし含む)発生しているほか個人事業主の墜落災害も発生しています。

屋根の塗装や補修工事、雪下ろし作業など一時的な作業のために足場を設置することが困難な作業においては、親綱を張り安全带を使用するなどの安全対策が必要ですが、十分な安全対策を講じないまま作業を行い、災害に至っているケースが多く認められます。

同様の災害が全国的にも多く発生していることから、厚生労働省では建設業労働災害防止協会に委託し、足場の設置が困難な屋根上作業を対象とした「一足場の設置が困難な屋根上作業―墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」が昨年取りまとめられました。

当署では、同種災害の防止のために、同マニュアルに基づいて、足場の設置が困難な屋根上の作業における安全带取付設備の設置方法、墜落時の衝撃が少ないハーネス型安全带の使用方法等を周知するための説明会を以下のとおり開催することとしました。

日時 平成27年2月24日(火) 午後1時から午後4時まで
場所 JA会津いいで農協会館(喜多方市岩月町喜多方湊ノ下171-4)
内容 屋根等からの墜落災害の発生状況、上記のマニュアルについて
ハーネス型安全带の効果について
出席者 喜多方署管内で屋根上作業を行う事業場及び個人事業主 約50名
(なお、今後申し込まれる場合は、喜多方労働基準監督署 監督・安衛課 TEL0241-22-4211 まで連絡が必要です。)